

右の條項に對し五月十四日正午迄に御回答相成度候 以上

昭和七年五月十二日

神戸海友同志會

會長 赤崎 寅藏

合資會社上組

頭取 武内 秀吉殿

昭和七年五月二十一日附をもつて取り交したる協定書

覺 書

神戸海友同志會は、昭和七年五月十二日附を以て昭和六年十月二十九日上組合資會社船夫の労働條件に關して取交したる覺書の改訂並びに小蒸汽船乗組員の待遇改善の必要を生じ、上組合資會社に對し其の意志を表示したるに、同社は、この申出に應ずる事を快諾し、昭和七年五月二十日上組合資會社船夫の労働條件に關する昭和六年十月二十九日附の覺書の一部改訂及び小蒸汽船乗組員の労働條件に關し協約する事左の如し
一、船夫に對し固定給として月額金四拾圓を支給するものとす
二、事故に依る損害の賠償は、本人の不注意に依らざる不可抗力の場合に全額會社にて負擔するものとす但し不可抗力か否か

- ニ、船腹五分荷以上を滿船荷とし、五分荷以下を船腹の二分の一の割合
- ホ、百兩以上の解は縣令に據る助船夫の雇入
- ハ、退職慰勞手當規程の制定
- ト、積積解當直の交代制
- チ、事故に依る損害賠償の船夫負擔の廢止
- ニ、輸出船夫の條件を左の如く改められたし
- イ、固定給四十圓也
- ロ、切り出し手當の二割増額
- ハ、退職慰勞手當規程の制定
- 三、小蒸汽船乗組員の條件を左の如く改められたし
- イ、日勤手當を昭和五年十二月以前の額に改定
- ロ、金洋丸、神丸職員を他船と平等にする事
- ハ、職務繰り上りの際は月給手當共に増額する事
- ニ、年功加俸制度の制定
- ホ、他所行手當の支給
- ヘ、一日の勤務時間を十時間とし超過時間一時間に付き職員は二十錢也、普通船員は十五錢也の手當及び午後十二時を超過したる際は一日分を支給の事
- ト、公務員傷者に對しては、超過時間手當を含め本給手當全額を支給
- チ、退職慰勞手當規程の制定

に就いて疑義を生じたる場合は神戸海友同志會代表者と上組合資會社常事者と立合ひの上協議決定するものとす

三、其の他の労働條件に關しては昭和六年十二月十九日に取交したる覺書と變へ事なし

四、退職慰勞手當規定は昭和七年七月中に會社に於て自發的に制定發表す

小蒸汽船乗組員の労働條件に關し新たに左の如く協約す

- 一、日勤手當を金洋丸神丸を除くの外船長機關長に對しては一日金九拾錢也水夫火夫長に對しては一日金四拾錢也、水夫に對しては一日金參拾錢也を支給するものとす
- 二、金洋丸神丸乗組員の日勤手當は船長機關長に對しては一日金五拾錢也其他に對しては一日金參拾錢也を支給するものとす
- 三、職務繰り上りの場合は本人の履歴技術及び勤怠を考慮の上昇給する道を取るものとす
- 四、他所行手當は販神以外に限り一往復毎に一往に對し金五圓也を支給するものとす。但し海水浴花見其他遊興のために使用する場合は支給せず
- 五、公務員傷者に對しては従來の臨時手當を繰入れたる本給全額を支給するものとす
- 六、公休として全員に對し交替にて一ヶ月に二日間の休暇を與ふるものとす
- 七、従來の臨時手當を本給に繰入れ合計したるものを本給として

支給するものとす

八、事故に依る損害の賠償は、本人の不注意到依らざる不可抗力の場合に全額會社にて負擔するものとす、但し不可抗力か否かに就いて疑義を生じたる場合は神戸海友同志會代表者と上組合資會社常事者と立合ひの上協議決定するものとす

九、退職慰勞手當は職員退職手當規定を適用す時勢の推移に従ひ本覺書を改訂するの必要を生じたる時は常事者一方の申出に依り双方互譲の精神を以て隨意なく協調協議するものとす

本覺書の實行期は双方合意の上昭和七年六月一日より之を實施するものとす。右協約の證として本覺書武通を複製し各自壹通を保有す

昭和七年五月二十一日

合資會社上組

頭取 武内 秀吉殿

神戸海友同志會

會長 赤崎 寅藏